



平成 27 年 11 月 20 日

各 位

会社名 イワキ株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩城 修
(コード番号 8095 東証第一部)
問合せ先 取締役副社長 岩城慶太郎
(TEL. 03-3279-0481)

当社子会社元役員による不正行為に関するお知らせ

この度、誠に遺憾ではありますが、当社子会社元役員による不正行為が発覚しましたので、下記のとおりご報告申し上げます。当社の株主の皆様をはじめとする投資家、市場関係者及びお取引先の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを心より深くお詫び申し上げます。

当社は、今回の不正行為が行われた事実を厳粛に受け止め、グループ全社をあげて再発防止及び内部管理体制の更なる強化に取り組んでまいります。

記

1. 不正行為が発覚した経緯及び不正行為の概要

当社は、現在、内部管理体制の強化のため、グループ各社資金管理の一元化を順次進めております。当社の連結子会社であるホクヤク株式会社（以下「ホクヤク」という。）においても来期から当社による直接の資金管理を実施する予定ですが、その準備の過程で、平成 27 年 11 月 11 日に当社の経理部がホクヤクの預金残高を確認したところ、総勘定元帳上の預金残高と実際の預金残高とに 1 億 2,600 万円の齟齬があったため当社は直ちに調査を開始いたしました。

その結果、ホクヤクで経理業務等を担当していた元取締役兼業務部長（以下「元役員」という。）が、平成 27 年 10 月末までの 10 年以上の長期にわたり、ホクヤクの預金口座から引き出した総額 1 億 2,600 万円を着服し、パチンコ等の遊興費や消費者金融等の借金の返済のために費消していた事実が判明しました。元役員は、当該不正行為を隠ぺいするため、銀行残高証明書の偽造や不正な報告を行っていました。

なお、当該不正行為は元役員が単独で行ったものであり、現時点では社内外に共犯者はいないものと判断しております。また、当社は、当該不正行為の発覚を受けて、ホクヤクを除く全ての連結子会社を対象に、総勘定元帳上の預金残高と実際の預金残高との整合性を改めて調査しておりますが、現時点までに、海外子会社以外のすべての子会社において両者が一致することが確認できました。

なお、当該不正行為は、当社及びホクヤクを含む当社グループの財務基盤に重大な影響を及ぼすものではなく、また、販売する医薬品、医療機器その他の製品の品質等にも影響はなく、お取引先の皆様には何らご迷惑をおかけするものではございません。

2. 業績に与える影響

現在判明している当該不正行為によるホクヤクの損害は、1 億 2,600 万円です。回収可能性については現在協議中ですが、回収不能見込額は過年度に遡って各期の営業外費用として計上する予定です。

なお、当該不正行為は、過去 10 年以上の長期にわたって行われたものであり、過年度の各連結財務諸表への影響は現在精査中ですが、平成 22 年 11 月期から平成 27 年 11 月期において当該不正行為が連結の損益に与える影響予想額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	修正前税金等 調整前当期純 利益	影響額 (注1)	修正後税金等 調整前当期純 利益 (注2)	不正行為に係る純 資産への影響額 (注3)
第71期 (平成22年11月期)	705,494	△10,000	695,494	△74,000 (注4)
第72期 (平成23年11月期)	2,005,077	△14,000	1,991,077	△88,000
第73期 (平成24年11月期)	1,364,280	△11,000	1,353,280	△99,000
第74期 (平成25年11月期)	1,166,777	△10,000	1,156,777	△109,000
第75期 (平成26年11月期)	957,274	△9,000	948,274	△118,000
第76期 (平成27年11月期)	-	△8,000	-	△126,000

(注1) △は損失を意味します。

(注2) 当該修正後税金等調整前当期純利益は、不正行為による着服が連結財務諸表上の税金等調整前当期純利益に与えるであろう金額を記載しておりますので、その他の影響額は考慮しておりません。よって、過年度連結財務諸表の訂正を行った場合、当該訂正後の連結財務諸表における税金等調整前当期純利益とは合致しないことがあります。

(注3) △は資産の減少を意味します。

(注4) 第71期の純資産への影響額△74,000千円には、第71期の訂正による影響△10,000千円に加え、第70期以前の訂正による累積的影響額△64,000千円が含まれています。

3. 処分について

元役員も上記事実関係を認めており、ホクヤクは、平成27年11月17日付で元役員を取締役から解任いたしました。今後、事実関係等の解明がさらに進んだ段階で厳正な処分を行うとともに、刑事及び民事事件として元役員の責任を追及し、債権の回収に努めてまいります。

4. 今後の対応について

当社は、不正行為の疑いが発覚した直後から詳細な社内調査を開始し、その全容の解明に取り組んでおります。その取組みの一環として、本日の取締役会において、社内調査に対する公正中立な検証及び第三者による独自の調査並びに再発防止策の検討を行うべく、神垣清水氏（弁護士、元横浜地検検事正・元公正取引委員会委員）、近藤弘氏（公認会計士）及び大塚和成氏（弁護士）の三氏を委員とする調査委員会の設置を決議しました。なお、大塚氏は当社顧問弁護士であります。調査委員会を設置するまでの社内調査により、当該不正行為が当社子会社元役員の個人的な動機による不正行為であって、当社役員等が関与する組織的な不正行為はなかったことが判明していたので、当社顧問弁護士が参画することで調査の公正性が阻害される恐れはなく、むしろ、社外の専門家委員の知見を活用しながらの調査の迅速性・網羅性に資すると判断しております。

当社は、これまでも内部管理体制の強化に努めてきましたが、今回の不正行為が行われた事実を厳粛に受け止め、調査委員会による検証及び調査を受けた上で、グループ全社をあげて再発防止及び内部管理体制の更なる強化に取り組んでまいります。

調査結果並びに訂正決算短信及び訂正有価証券報告書・訂正四半期報告書につきましては、平成28年1月中旬を目途に公表いたします。

以 上